

遠藤進正註解

改正
徵兵令免否註解
全

發行書林 春陽堂

序

夫兵の兇器なり人の命を傷ふの具なり軍は無益の者なり
 とい彌見寶節徳も言ひ置きし天下兵なくして治まらぬ斯
 程愛たき事あらじ然れど今日世界の有様争ひ募れを軍
 となり弱き必す強きよ倒さる然りとて國を強くせん爲
 め多くの兵と養はれ却つて國の疲弊を來さん故に何れの
 國もても其大小を従ひて國相應の兵と置き軍の時の備と
 せり今日日本の全國の常備兵數三萬七千露西亞の七十六萬
 人佛蘭西五十餘萬人獨逸の四十二萬人又虎國とも名けしが
 あり抑々日本の細戈千足國や武勇國又虎國とも名けしが
 王政一度改まり武士の祖先の遺業を絶ち兵の四民の義務
 となり武事専門の者なきより日本魂漸々衰へ今恢復を課

らねが終まり兵に應る者なきに至らんも亦測られき且や
西洋各國は堅艦利器の發明多く兵備益々擴張それを政府
は今般従前の徴兵令を改正され常備の兵を増加して兵役
志願の法と設け武事専門の人を置き海陸軍を盛にし外國
々に劣らぬ様よと此の令とこそ出されければ我友遠藤
君の此御布告と註解し婦女子も分る様俗語を以て説示し
つ簡にしそ明に丁寧信切至れり盡せり此註解と讀む者の
善く御布告と會得して政府の御趣意も了解せし遠藤君
余に校閲と請はる辞せざるも強てり無禮あり且世の人の利
益と思ふを終に依頼に從ひつ一言著に斯くは配しぬ

三 溪 主 人 題

徴兵令

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢満十七歳より滿四十歳迄の者の總て兵役に服せしむるものとす

國十七歳から四十までの男子軍に出るものと極める

第二條 兵役に陸軍海軍共々常備兵役後備兵役及び國民兵役とす

國陸軍海軍共々徴兵に常備兵役後備兵役國民兵役の三種に分る

第三條 常備兵役に別ちて現役及び豫備役とす其現役は三箇年にして年齢満二十歳

に至りたる者之に服し其豫備役は四箇年にして現役と終りたる者之に服す

國常備兵に現役兵隊とありて務めて居るもの豫備役(家歸つて居る兵隊)

て現役兵に不足の時軍に出るもの(の二つに分け二十歳の者の現役兵にあり三年

務めの上の豫備役とありて家歸る

團現役豫備役合せて七年満たる者を後備兵と云(此の常備兵不足の時軍も出る)

第五條 國民兵役の年齢満十七歳より満四十歳迄の者にして常備兵役及び後備兵役中在らざる者之も服せ

團徵兵でなくとも十七より四十までの者の總て國民兵と云(此の常備兵後備兵不足の時軍も出る)

第六條 各兵役の期限已に満ると雖も戰時或は事變の際とるとき若くは臨時演習或は觀兵の擧めるとき若くは航海中或は外國駐留中の其期を延ばすことある可し

團徵兵の年期が明けても軍又は大訓練の時又は外國へ出張中の時の年期を延ばすことある

第七條 重罪の刑に處せられざる者の兵役に服することを許さず
團懲役、禁獄、徒刑、流刑などの重罪を受けたる者の兵士とあると出来ず

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵の毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業は從ひ步兵騎兵砲兵工兵輜重兵及び雜卒職工は區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之を充つ

海軍現役兵の海軍所要の人員に應じ沿海地方及び嶋嶼の人民を調査し海軍に適する職業に從ひ水兵火夫職工等に區別し抽籤の法に依り當籤の者と以て之を充つ但

海軍志願兵徵募規則に依り就役する者の本令の限を在らず

團陸軍の現役兵の毎年入る丈の人数を集め身の丈業前職業によりて歩兵騎兵工兵輜重兵など分け籤を引て當つる者を現役とする

海軍の現役兵に入るだけの人數を海邊の國より集め水兵火夫職工など分け籤を引て當つる者と兵よる併し海邊の者でなくとも海軍入を願へば許す

第九條 陸軍雜卒の現役期限の其職務に因り之を短縮することある可し但常備兵役の至期に之を減することなし

團陸軍の雜卒(看病卒、輜重卒)の其役目により現役の年期を短くすることあり

第十條 年齢二十歳に滿たざると雖も滿十七歳以上の者の現役を志願することを得

第十條 七歳に及ぶる者の二十歳に及らざるとも兵隊入りと願ふと出出来る

第十一條 年齢十七歳以上滿二十七歳以下にして官立府縣立學校(小學校を除く)卒業證書と所持し服役中食料被服等の費用と自辨する者の願ふ因り一箇年間陸軍現役を服せしむ

第十七歳より廿七歳までの人で政府の入費で立てる學校又ハ地方税で立てる學校(併し小學校の行方ぬ)の卒業證書を持て居る者の兵隊を願出れば一年きりて免と其の代り其一年の間の食物衣服の代を拂ふべし

其技藝に熟達する者の若干月にして歸休を命することある可し但常備兵役の全期に及ぶ減することなし

現役中殊に技藝に熟し行狀方正なる者及び官立公立學校(小學校を除く)に及ぶも兵隊の訓練と早く覺えて去まふ者の直に家歸らせる

第十二條 現役中殊に技藝に熟し行狀方正なる者及び官立公立學校(小學校を除く)の步兵操練科卒業證書を所持する者の其期未だ終らずと雖も歸休と命することある可し

第十三條 現役兵でも身持がよく早く訓練と覺へる者又ハ官立公立の學校で訓練を覺えし證書と持て居る者の家歸らせる

第十四條 豫備兵の戰時若くハ事變に際之と召集し常備隊と充實し又補充隊を編制し平常に在てハ技藝復習の爲め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實查の爲め毎年一度點呼を爲す但海軍豫備兵の技藝復習の爲め召集することなし

第十五條 官軍が始めハ豫備兵を集めて後詰の隊を作る又陸軍でハ訓練稽古の爲め年一度(六十日位)つゝ豫備兵を呼び寄せることあり海軍の豫備兵ハ稽古あり

第十六條 後備兵の戰時若くハ事變に際し豫備兵に次之と召集し常備兵の後援と爲る平常に在て其技藝復習の爲め召集し及び兵員實查の爲め點呼を爲すこと豫備兵に同じ

國軍が始ると常備兵の後詰として後備兵を集め置く平常の稽古の年は一度あり
第十五條 國民兵の戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときは
限り之を召集し隊伍を編制して軍役に充つ

國軍のとき後備兵を集めざる不足るときは國民兵を召集して後詰とする

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除するの癡疾又は不具等として徴兵検査規則を照し兵役に堪へ
ざる者に限る

國がたわの者も兵とみれざる者の免と

第十七條 左に掲ぐる者の徴集を猶豫す但其年補充員不足るときは又の戰時若くは
事變に際し兵員を要するときは之を徴集す

國補充員が不足するり又の軍のとき集めるが軍なき時だけ免し置く者左の通

第一項 兄弟同時に徴集に應ずる者の内一人及び現役兵の兄或は弟一人

國兄弟の内の一度は徴集を當れ何れ一人の免と

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病に罹り免役したる者の兄或
は弟一人

國務中死に又は傷を受け又は病にかかり兵隊を免されたる者の兄弟の一人だ
け免と

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或は承祖の孫
國六十以上の戸主の相續人の免す

第四項 戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざる者の嗣子或は
承祖の孫

國戸主が六十以下でも癡疾で活計の立たぬ者あれば其相續人の免す
第五項 戸主

國一家の戸主のゆるす

第十八條 左に掲ぐる者の其事故の存する間 徴集を猶豫す

一 國徴兵よとらぬ者の左の通り

第一項 教正の職に在る者

一 國神官僧侶で教正の位よあつて居る間

第二項 官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持する者にして官立公立

學校教員たる者

一 國政府で立てる學校又ハ地方税で立てる學校の卒業證書を持ち其學校の教師
よなつて居る間

第三項 官立大學校及び之に準する官立學校本科生徒

一 國大學校か之と位の同じる學校の生徒よあつて居る間(豫備科の者ハいけぬ)

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

一 國陸軍海軍の生徒海軍の職工よあつて居る間

第五項 身長未だ定尺よ滿たざる者

一 國身の丈四尺八寸に足らぬ間

第六項 疾病中或ハ病後の故を以て未だ勞役よ堪へざる者

一 國病氣で働けぬ間

第七項 學術修業の爲め外國よ寄留する者

一 國學問の爲外國に居る間

第八項 禁錮以上に該る可き刑事被告人と爲り裁判未決の者

一 國禁錮から懲役徒刑流刑までの罪になりそうを裁判になりて居る間

第九項 公權停止中の者

一 國裁判所で公權停止と言渡されて居る間

右の者左様なつて居る間の徴兵とゆるそが其れがやめを直に召出す

第十九條 官立府縣立學校(小學校を除く)よ於て修業一個年以上の課程と卒りたる

生徒の六個年以内徴集と猶豫を

國政府で立てた學校又の地方税で立てた學校に入りて一年以上立つた者の六

年の間ゆるそ

第二十條 左に掲ぐる者の豫備兵に在ると後備兵に在るとを問はず復習點呼の爲め

召集することなし但戰時若くは事變に際しては太政官の決裁を経て召集すること

ある可し

國現役の上豫備兵か後備兵になつて居る者で稽古の時召をぬものあり尤も

軍の時は太政官へ伺の上召び寄せることがある

第一項 官吏(判任以上)及び兵長

國判任(十等属)以上の官員兵長

第二項 教導職(試補を除く)

國教導職以上の神官僧侶

第三項 官立公立學校教員

國政府で立てた學校か公立の學校の教員

第四項 府縣會議員

國府會縣會の議員

第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書を所持して醫術開業の者

國政府で又の地方税で立てた醫學校の卒業證書と持て醫者として居る間

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可からざる技術の職を奉ずる者の

太政官の決裁に依て徴集と猶豫することある可し

國其人で無れをあらぬ業術をして居る役人の太政官の命しと受けねを徴兵に

出ずとせむ

第二十二條 左に掲ぐる者の第十七條に照して徴集と猶豫とするの限る在らむ

國徴兵を免さぬ者左の通り

第一項 附籍戸主及び籍戸主の嗣子或は承祖の孫

附籍(他人の處へ籍を一處にして居るといふ)となつて居る戸主又は其相續人の免さぬ

第二項 癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるは非を或は重罪の刑に處せられたるは非として嗣子承祖の孫若しくは相續人を罷り更に定めたる嗣子承祖の孫

子承祖の孫

相續人(癡疾にありもせせ又懲役等とありもせぬ)は相續人と罷り新は其跡は還入する相續人の免さぬ

第三項 年齢六十歳未満の戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるは非を或は重罪の刑に處せられたるは非として戸主を罷り年齢六十歳以上の者にして其跡を繼ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

六十以下の戸主(癡疾でもなく懲役などでもない)に隠居し六十以上の者を

戸主は直し其跡を繼ぐ相續人の免さぬ

第四項 分家し又は絶家若しくは癡家を再興したる戸主及び戸主の嗣子或は承祖の孫

祖の孫

新は別家し又は断絶したる家と繼いだ戸主又は其相續人の免さぬ

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡は定めたる嗣子承祖の孫

相續人の行衛が分からぬとして五年立ぬ内は其跡へ還入する相續人の免さぬ

第六項 第二項第三項第四項は當る嗣子或は承祖の孫にして戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざるは非を或は重罪の刑に處せられたるは非をして戸主を罷り其跡を繼ぎたる戸主

癡疾でもなく懲役等とありもせぬ戸主(隠居して跡へ第二第三第四項の様相續人が還入つて戸主となつた)の免さぬ

第七項 年齢六十歳未満の者癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能はざる

る非らず或ハ重罪の刑ニ處せられたる非らずして戸主ト罷り其跡を繼ぎ
る戸主

第六十以下の戸主ガ癡疾でも亦く徳役などよめあらぬ隱居して其跡へ進入
つゝ戸主

第八項 嗣子承祖の孫又ハ相續人癡疾又ハ不具等よして一家の生計を營むこと能
はざる非ぞ或ハ重罪の刑ニ處せられたる非きて戸主の死亡跡若クハ戸主
を罷りたる跡ト繼ガき他の者よして其跡を繼ぎる戸主

相續人ガ戸主の跡を繼かず外の者ガ其跡へ進入つて戸主よめられバ其戸主ハ
免さぬ

第九項 戸主失踪して五個年を経ざる者の跡を繼ぎる戸主

戸主の行き方が知れぬとて其跡を繼ぎる戸主

第二十三條 第十八條第一項第二項第三項第四項(陸海軍生徒を除く)第十九條第二

十一條よ營る者と雖も第三十五條よ示しる徴兵各自届出期限即ち九月十六日以
後よ係る者の徴集を猶豫するの限よ在らず

免される極つて居る者でも九月一日より十五日迄よ免される者ト云ふと
を届けて出さければ免さぬ

第四章 徴兵區及び抽籤

第二十四條 徴兵區ハ軍管師管及び府縣の區域よ從入其軍管よ從入ものを軍管徴兵
區ト爲し師管よ從入ものと師管徴兵區ト爲し府縣よ從入ものを府縣徴兵區ト爲す
但府縣の管地兩師管よ分屬するものハ師管毎ハ一區ト設く

徴兵ハ最寄々々よ分けて召び寄せる(例へハ東京の陸軍兵ハ東京鎮營ハ召び
寄せて東京詰とし東京中でも本所深川南葛飾郡の者ハ佐倉鎮營分營詰とする
が如し)

軍管及び師管の徴兵區域ハ別表に掲ぐ

其最寄分けは跡の表より

第二十五條 各鎮營に属する歩兵の其師管徵兵區限り其他の諸兵の其軍管徵兵區限り之と徵集を但現役徵員及び其補充員不足るとき歩兵の他の師管其他の諸兵の他の軍管徵兵區より之と補充す

併し一ヶ所は不足なれば外の最寄の者を召ふとあり(例へば東京で足りずければ千葉の者栃木埼玉の者を召び寄せるとあるが如し)

海軍及び近衛の諸兵の各軍管徵兵區は配當して全國より之と徵集す
海軍の兵と近衛兵の諸方へ割り付けて(一ヶ國何人と云ふ様に)召び集める

第二十六條 抽籤の各府縣徵兵區限り之を行ふものとす
諸府縣で其府縣から出さ徵兵に籤を引かせる

府縣徵兵區に於て其區壯丁の身體検査終りたる後兵役に適する人員の身材職業に従ひ兵種を區別し番號を定め抽籤せしむ

徵兵あるべき者の身體を検査し又職業を調へ相當の兵(歩兵騎兵砲兵工兵其の外)とし備て番號の籤を引く

第二十七條 籤の一郡區毎に籤丁の人数を以て一名乃至三名の總代人を出して之と抽かしむ

籤の一區に幾人一部に幾人と總代人を出して引かせる

第二十八條 抽籤の法に籤丁の數に應じ籤札を兵種番號を記し籤箱に納れ籤掛の面前に置き籤丁名簿の順序に従ひ其氏名を呼び總代人は之を抽かしめ籤掛の抽籤の正否を監し抽き擧ぐる所の番號を高聲を呼せしめ其籤札と受取り籤簿に氏名番號を記し籤札の總代人に交付す

籤の徵兵も出て來る人数を進じて作り掛役人の前まで順々に引せ番號を極る

第二十九條 籤の其番號現役徵員の數に満る迄を以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす

入用の人数だけ取りて徴兵とし其外の籤の番號順よて家歸らせる

第五章 補充員及び豫備徴員

第三十條 補充員の補充籤と抽さるる者を以て一個毎間之を充つ其期限内現役兵欠員するとき及び戦時若くは事變に際し兵員を要るとき其番號の順序に従ひ之を徴集す

籤の順よて家歸る者を補充員と云ふ一年の間補充員で居る内は現役の人数不足し又の軍ある時の番號の順よて召出さ

補充員の數の概ね現役徴員五分の二より少からざるものとす

現役兵を五つに分けて其の二つより補充員とす

第三十一條 補充員よして其期限内徴集の命なき者及び第十八條第三項の生徒よて二個年以上の課程を卒りたる者の年齢満二十七歳迄之を第一豫備徴員とす

補充員が一ヶ年の間召出しよあらぬとき及び二年以上卒業し官立學校の生

徒二十七歳迄の第一豫備徴員とす

第三十二條 第十七條よ當る者よして其年徴集の命なき者第十八條第二十一條よ當る者にして七個年間其事故の存する者及び第一豫備徴員を終りたる者年齢満三十二歳迄の之と第二豫備徴員とす但第十七條よ當る者第二豫備徴員と爲りたる後六個年間該條よ掲ぐる資格と失ひたるとき其現役を徴集す

徴兵を免されて居る者及び第一豫備徴員と濟ましよ者三十二歳迄の第二豫備徴員と云ふ

第三十三條 豫備徴員の戦時若くは事變に際し兵員を要るとき之を徴集す但第二豫備徴員を徴集するは後備兵を召集するに限る

豫備徴員の軍の時よ召び集める者よ尤も第二豫備徴員の後備兵と召ぶ時でなければ召さず

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄は年齢満十七歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄は戸主本人戸主なれば自身以下より本人の氏名族籍住所誕生の年月日及び職業を記載の本籍に戸長は届出可し

其年内は満十七歳となる者の其年九月一日から十五日迄は其人の苗字名前身分(華族士族平民)住所生れ年月日職業を書付けて本籍の戸長は届出る

第三十五條 毎年一月より十二月迄は年齢満二十歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄は書面を以て戸主より本籍の戸長は届出可し若し届出の後翌年四月十日迄は異動と生じるときの其事由を詳記し三日以内は本籍の戸長は届出可し但二十歳未満にして現は服役する者の届出るは及ばず

其年内は満二十歳となる者の其年九月一日から十五日迄は其事を書付けて本籍の戸長へ届出る届けの後翌年四月十日迄は若し身分は變りの出來る節(例は籍を取り替へ家移りとするなど)委しく書付けて本籍の戸長は届出る併し二十

歳前に最早兵隊になつて居る者の届け出ずと宣し

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第十九條第二十一條に當る者其事故止及ひ第三十二條に當る者其異動と生じるときの其事由を詳記し其年の九月一日より同月十五日迄は戸主より本籍の戸長は届出可し但九月十六日以後翌年四月十日以前本籍に當る者の三日以内は本籍の戸長は届出可し

今迄免されへき者り免されぬ様となつる時の其事と委しく書付けて其年九月一日から十五日迄は本籍の戸長へ届出る若し九月後ならば其日より三日の内は届出る

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地は於て徵集を應せんと欲するときは其地は居住する者(戸主)を以て證人と爲し八月十五日迄は戸主より其旨を本管廳へ願出可し但第三十五條の届書の寄留地の戸長は差出可し

他府縣へ寄留の者徴兵に當り寄留先にて検査を受くると願ふは其寄留先の

地に住で居る人(戸主)と證人に立八月十五日迄本籍の府廳又ハ縣廳へ願出

第三十八條 現役兵在營在艦中の定額の日給を與へ服食等と給

國現役兵在營(勤の爲め屯居ると)在艦(給乗組で居ると)の間日給を賜はり食物衣物と賜

第三十九條 疾病或ハ犯罪等て期限入營し難き者の其事由を詳記し其疾病

又罹る者の醫師の診斷書を添へ即日兵長へ届出可し其事故止むとき亦同し

醫病氣の爲め又ハ罪と犯した爲め入營の出來ぬ時の其事と認め病なれハ醫者の書付けを添へ直ハ兵長へ届出又入營の出來る様なつ時直ハ届出

第四十條 第三十九條掲ぐる者其年九月一日至るも事故猶止まるときの之を

翌年廻しの者と爲し翌年更ハ検査を遂げ他の徴員ハ先ハ徴集を可し但戰時若クハ事變ハ際し兵員を要るときハ翌年徴集の期と待たず徴集

國九月一日に成ても未病氣や罪で入營の出來ぬ者の翌年へ廻し翌年外の者

り先ハ検査に呼出せ尤も軍の時の翌年ならぬ内でも構はず召出

第四十一條 兵役を免れんが爲め身體と毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲と用ひ

又ハ逃亡若クハ潜匿したる者又ハ正當の故なく検査所へ參會せず又ハ第三十五條

第三十六條の届出を怠りたる者の抽籤の法と用ひす直ハ現役ハ徴集し又ハ翌年検査を遂げ第四十條掲ぐる者ハ先ハ抽籤の法と用ひさ徴集す

徴徴兵ふなるのを嫌て体ハ傷を付け怪病を遣ひ其外嘘を吐く者欠落し者又ハ

差支のないハ検査ハ出ない者又ハ徴兵ハ當て居るとを届出ぬ者の籤を引かせず

直ハ現役の兵よとる又ハ翌年一番先ハ検査して籤を引かせず現役兵よとると

もわる

第四十二條 常備現役年度の計算ハ總て其入營年の四月二十日(第四十一條掲く

る者の入營の當日)より起算し豫備役及び後備役年度の計算ハ其定例編入す可き年の四月二十日より起算す但禁錮の刑ハ處せられ又ハ監視ハ付せられ又ハ逃亡

たる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數の服役年數を算入す

國常備兵の入營となつた年の四月二十日から四十一條の者の入營の日から勘定して滿三年の間を現役とし現役が濟んだ日から滿四年の間豫備役とし豫備役の濟んだ日より五年の間を後備兵とする尤禁錮又ハ監視の御處置を合つて居た者の御處置中の日數又ハ欠落した者の欠落中の日數の勘定の内へ這入らず

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出を爲さるる者及び検査時日の指定を受け正當の故なく其場所を參會せざる者の三圓以上三十圓以下の罰金を處す

此の御布告ある届出なきこと届出ない者検査の日に自儘に検査し出ない者の三圓から三十圓までの罰金と申付る

第四十四條 兵役を免れんが爲め逃亡し又ハ潜匿し若くハ身體を毀傷し疾病と作爲し其他詐偽の所爲ある者の一年以上一年以下の重禁錮を處し三圓以上三十圓以下

下の罰金を附加す

國徴兵を嫌て欠落したり匿れたり躰に傷を附けたり怪病を遺つたり其の外嘘と吐た者の一月から一年迄の重禁錮に申付其上三圓から卅圓までの罰金と取る

第四十五條 本令施行の爲めに要する規則の別を布達と以て之を定む
此布告を行ふに付て入用の規則の別に取極る

軍管師管

國

名

第	第	第	第	第
第	第	第	第	第
尾張ノ内(名古屋區)愛知郡 葉栗郡 中島郡 海東郡 海西郡 知多郡(信濃	吉郡 桃生郡 杜鹿郡 氣仙郡(陸中) 陸奥 羽後	陸前ノ内(宮城郡 黒川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 本	陸前ノ内(仙臺區 名取郡 柴田郡)磐城 岩代 羽前 越後 佐渡	武藏ノ内(本所區 深川區 南葛飾郡 北葛飾郡 南埼玉郡 北埼玉郡)安房 上總 下總 常陸 下野
郡 下水内郡)	珂郡 賀美郡 大里郡 旛羅郡 榛澤郡 男衾郡(相模) 甲斐 伊豆 上野 信濃ノ	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡
郡 下水内郡)	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡	郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡

第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
尾張ノ内(東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡)美濃 加賀 能登 越中 飛騨 越前	三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊ノ内(南牟婁郡 北牟婁郡)	攝津ノ内(東區 西區 南區 北區 東成郡 住吉郡)紀伊ノ内(和歌山區 名草	攝津ノ内(神戶區 西成郡 島上郡 島下郡 豐島郡 能勢郡 八郡郡 菟原郡	武庫郡 川邊郡 有馬郡(播磨) 淡路 若狹 丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡	伯耆	安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門	阿波 讚岐 伊豫 土佐	肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩	豐前 豐後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對馬			
尾張ノ内(東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡)美濃 加賀 能登 越中 飛騨 越前	三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊ノ内(南牟婁郡 北牟婁郡)	攝津ノ内(東區 西區 南區 北區 東成郡 住吉郡)紀伊ノ内(和歌山區 名草	攝津ノ内(神戶區 西成郡 島上郡 島下郡 豐島郡 能勢郡 八郡郡 菟原郡	武庫郡 川邊郡 有馬郡(播磨) 淡路 若狹 丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡	伯耆	安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門	阿波 讚岐 伊豫 土佐	肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩	豐前 豐後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對馬			

第七

渡嶋 後志 石狩 天鹽 北見 膽振 日高 十勝 釧路 根室 千島

軍管の軍團の諸兵師管の師團の諸兵と徴集と徴兵の現今沖繩縣よ之を行はず北海道よ於ての第七軍管の鎮臺を設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所を限り之と行ひ第二軍管の管轄よ属せしむ

管分の内沖繩縣に籍のある者又ハ北海道（併し函館江刺福山の者丈ハ第二軍管へ取る）よ籍のある者の徴兵よ取らぬ

徴兵令免否註解終

明治十六年十二月廿八日御届

定價十錢

東京府士族

註解出版者

遠藤進正

麻布區谷町六十一番地

岐阜縣平民

出版書林發賣

春陽堂 和田篤太郎

芝區新櫻田町十番地

東京地本同盟組合印章



武田信玄 甲越烈戰軍記 原本六十冊新版全
 上杉謙信 一冊密書七十餘入
 此書ハ仁義アリ智勇アリ武零アリ怪力ア
 ル日本三大戰記ノ隨一タル信州川中嶋ノ
 烈戰ヲ詳記セシ實錄ナリ加之諸大將軍師
 等ノ傳記モ詳シク各人ニ就テ評論ヲ下シ
 タル古今無類ノ軍書ナリ
 怪力 尼子十勇士傳 和本綴極美本全
 比較 山中鹿之助外豪勇九名ノ實傳ヲ記ス
 近世 月雪花戀路の踏分 和本綴美本全三冊
 奇緣 此書ハ三筋町ノ旗本々多主膳ノ姉妹ニ起
 ル因緣話ノ實說也
 地質ハ會津長脇差小鉄の利刀 全二冊美本
 鍛鍊ハ三條 二十六錢
 實說 合鏡心の妍醜 和本密書極美本
 艶話 是ハ傾城若糸良助善太郎東ノ俠客小金井
 小次郎等ノ關係スル緣合話也
 小三 娘節用 小本綴美本全一冊
 金五 價四十錢三版出來

是ハ故爲永春水翁ノ作ニテ採ノ手本凡十
 ル双紙也
 娘節用 若美登里 小本一冊價四十錢
 續編 密書澤山入
 是ハ小三金五郎ノ息子金之助ノ代ニ至テ
 道樂スル粹書也
 おくみ 春色江戸紫 小本一冊極美本
 惣次郎 春君御存ノ有名ナル人情本ノ種本也
 龍見山 大八立廻土俵の仇討 一冊價二十錢
 桂川重二郎 幼學便覽 全二冊銅版摺極美本
 狂歌句 密書入作例附東京新誌諸記者編
 實錄 濤標假寐の手枕 全一冊美本清朝活字
 實錄 覆千鳥眞砂の白浪 全二冊
 文庫 石川五右衛門盜賊傳 全二冊美本
 實錄 伊賀の上野學の仇討 定價金三十錢
 文庫 荒木又右衛門實傳 四号活字大文字密書口
 異國 和莊兵衛 書入全一冊價八十錢
 奇談

038935-000-0

特54-483

改正徴兵令免否註解

遠藤 進正/著

M16.12

BCC-0156



改正徴兵令免否註解 全

遠藤進正註解

發行書林 香嶋堂